

令和 8 年度 新規入園に係る申請手続きについて
【 2 ・ 3 号認定用】

令和 8 年 4 月 1 日付けで、保育園又は認定こども園への入園（保育の利用）を希望する方は、次のとおり申請を行っていただくようお願いします。

1 申請手続き

（ 1 ）受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）～ 1 0 月 1 7 日（金）
（ 2 ）受付場所	市役所別館中 2 階 1 1 会議室 B ・ C（臨時窓口） または 第 1 希望園
（ 3 ）受付時間	（市役所受付） 9 時 0 0 分 ～ 1 7 時 0 0 分 （園受付） 開園時間内（園が指定する時間）
（ 4 ）提出書類	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 保育の必要性を証明する書類（就労に関する証明書、母子健康手帳の写しなど） 健康状態等申告書 教育・保育給付認定申請・施設利用申込チェックシート その他入園に必要な書類

2 申請の要件

福井市で教育・保育給付認定を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

（ 1 ）基本要件	保護者が保育の利用を必要とする理由のいずれかに該当すること。 （就労(月平均 64 時間以上の勤務)、求職活動、就学、疾病・障がい、妊娠・出産、育児休業、育児(下の子が 1 歳未満)、親族の看護・介護、災害復旧) 保護者及び入園する子どもが福井市に住民登録を有すること。 市外の方は令和 8 年 3 月 1 9 日までに福井市に転入していること。
（ 2 ）その他	保護者が育児休業取得中の場合 育休取得中に、慣らし保育で施設を利用できる期間は最長 1 カ月です。このため、保育の利用開始日（ 4 月 1 日）から 1 カ月以内（ 5 月 1 日まで）に職場復帰をすることが必要です。 保育の利用を希望する子どもが乳児の場合 乳児（ 0 歳児）については、利用開始日（ 4 月 1 日）時点で生後 8 週以上を経過していることが必要です。ただし、園によって、受け入れ可能となる月齢が異なりますので、ご確認ください。

3 申請書記入上の注意

（ 1 ）基準日	申請書に記載する内容は、保育の利用開始日（令和 8 年 4 月 1 日時点）の状況（予定）を記入してください。 申請後に内容の変更が生じた場合には、速やかに申し出てください。
（ 2 ）利用希望施設	第 1 から第 6 希望欄には、福井市内の園名を記入してください。 第 2 から第 6 希望欄は任意記入
（ 3 ）保育短時間希望	親族が協力等（午後 4 時までにお迎えができる）をできるため、保育短時間を希望する場合には、欄にある希望保育必要量の「 ☐ 保育短時間」にチェックを入れてください。それ以外は、保育を必要とする理由等に応じた基準に従って、保育必要量を決定します。
（ 4 ）保育の利用を必要とする理由等	「就労」に該当する場合には、「居宅内外の区分」と「雇用形態の区分（カッコ内）」の両方にチェックを入れてください。会社員でフルタイム勤務の場合は「居宅外（被用者）」と「常勤」に該当します。

4 申請上の注意

(1) 事由証明書類の添付	・保育の必要性を証明する書類等に不備がある場合は受理できません。記載内容を訂正する場合には、証明者の訂正印が必要となります。 ・きょうだい同時に申請をする場合の証明書類は、原本1部で構いません。他のきょうだいの申請には、原本の複写を添付してください。
(2) マイナンバーの記載及び関係書類の提示	・個人番号（マイナンバー）が記載された申請書を提出する際には、窓口で次の書類の提示が必要です。 ア）保護者（申請書の保護者欄に署名された方が提出する場合） - 次の か のいずれかの書類をご提示ください。 - 個人番号カード - 個人番号「通知カード」及び身分証明書（運転免許証、パスポート） - 身分証明書は官公署発行の顔写真付きのもの イ）代理人（ア以外の方）が提出する場合 - 次の から までの全ての書類をご提示ください。 - 保護者からの委任状 - 代理人の身分証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート） - 官公署発行の顔写真付きのもの - 保護者の個人番号カードまたは個人番号通知カード（写し可）
(3) 受付期間後の取扱	・受付期間後に新規入園を希望する場合には、こども保育課の窓口で「4月入園相談シート」により受付します。ただし、入園先の決定は受付期間内の申請者が優先されます。
(4) 変更の申出	・利用希望園等の変更は、原則、受付期間中であれば受付ができます。
(5) 転園の取扱	・転園を希望する場合には、4月からの新たな園への入園希望者として申請できます。現在利用中の園は年度（3月）末で退園となります。
(6) 税関係書類の添付	・保護者が令和7年1月1日時点で福井市に住民登録を有しない（令和7年1月2日以降転入）場合は、令和7年度の市民税に関する証明書の提出が必要です（利用者負担額算定の資料となります）。

5 利用調整について

(1) 方法	・家庭状況（保護者の就労状況等）を踏まえ、基準に照らして優先度を総合的に判定します。先着順や抽選ではありません。 - 基準に当てはめる家庭状況は、10月31日時点をもって確定します。
(2) 定員との関係	・利用の調整は、各園が設定するクラス年齢の受入定員ごとに行い、これを超える場合には、優先度により希望園に入れないことがあります。

6 申請後のスケジュール

11月下旬～	入園面接案内通知を順次発送（市→保護者）
11月下旬～12月	指定の面接会場にて入園面接実施
2月中旬～下旬 私立認定こども園の場合は、このスケジュールよりも遅れることがあります。	入所内定通知書の送付（入園先は内定通知をもって決定します） ・公立園、私立保育園：市→保護者 ・私立認定こども園：園→保護者
2月下旬～3月上旬	内定先の園が実施する健康診断及び入園説明会に参加
3月下旬～4月上旬	入所承諾書の送付（市→園→保護者） 私立認定こども園は園が発行 支給認定証および利用者負担額決定通知書の送付（市→園→保護者）
＜問い合わせ先＞ 福井市こども保育課 入所係 TEL 20-5270	